

平成30年度答申第89号  
平成31年3月29日

諮詢番号 平成30年度諮詢第80号（平成31年2月8日諮詢）

審査庁 法務大臣

事件名 生活行動指針の設定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（平成12年a月b日生まれ。以下「審査請求人」という。）は、平成30年8月30日、実母に対する暴行及び暴力行為等処罰に関する法律違反（示凶器脅迫）の非行事実により、A家庭裁判所B支部から、保護観察に付する旨の決定を受けた。
- (2) C保護観察所長（以下「処分庁」という。）は、平成30年9月14日、審査請求人に対し、更生保護法（平成19年法律第88号。以下「法」という。）56条1項に基づく生活行動指針として、①他人に対して、暴力を振るわないこと、②他人に対して、丁寧な言葉遣いをすること及び③両親の許可なく、自宅に入らないこと（以下、これを「本件生活行動指針」という。）を定めた（以下「本件処分」という。）。
- (3) 審査請求人は、平成30年12月14日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求め、審査請求をした。
- (4) 審査庁は、平成31年2月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却

すべきであるとして諮詢をした。

以上の事案の経緯は、決定（平成30年8月30日A家庭裁判所B支部決定、平成30年（少）第C号）、生活行動指針通知書、審査請求書及び諮詢書から認められる。

## 2 関係する法令の定め

法56条1項は、保護観察所長は、保護観察対象者について、保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針（生活行動指針）を定めることができる旨を定める。

そして、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下「省令」という。）41条1項において、指導監督は、保護観察対象者の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及び保護観察対象者の改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づき、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとされ、54条1項は、生活行動指針は、上記により把握した結果及び特別遵守事項（法51条1項）の内容を踏まえて定めるものとする旨を定める。

## 3 審査請求人の主張の要旨

本件生活行動指針について、取り消す、又は、保護観察所と審査請求人両者の納得のいく形に変更するとの裁決を求める。

- (1) 本件生活行動指針の①について、その内容が家庭裁判所における審判の際に裁判官と約束した内容と異なる。「暴力」の指す具体的な内容が不明である。「暴力」の定義等を具体的に説示すべきである。
- (2) 本件生活行動指針の②について、「丁寧な言葉遣い」を例えれば「犯罪に当たる暴言の禁止」に変更すべきである。「丁寧な言葉遣い」の指す具体的な内容が不明である。「丁寧な言葉遣い」の範囲が広すぎる。会話の際には、言葉遣いよりも内容を優先すべきである。審査請求人の極度の人見知りという点の解決を放置している状況での設定は不当である。「丁寧な言葉遣い」の基準は人それぞれであり、受け取る側によって変わる。「大和言葉以外丁寧な言葉とはいえない」と考える人もいる。意図的でない場合

や悪意無く間違った日本語となることがある。「丁寧な言葉遣い」で個性が死んでしまう。表現の自由や権利が奪われてしまう。話す口調や文言についてまで指図し、管理しようとすることは、人権を無視した行いとも取れる。独裁者のような振舞いとも取れ、不必要的要求である。保護観察所の職員も「丁寧な言葉遣い」ができているか不明である。「丁寧な言葉遣い」をしても、相手に聞き間違われてしまった時にどうするかが記されていない。審査請求人は滑舌に自信がない。

(3) 本件生活行動指針の③について、「両親の許可」という部分を具体的に決めておかなければ、トラブル等になりかねない。「自宅に入る」の具体的な定義が不明である。審査請求人と両親との間での話し合いが十分に行われていない。自宅内の審査請求人の所有物や必要不可欠な物をどう管理するかについての話し合いがなされておらず、審査請求人の権利が不当に侵害される危険性がある。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同様であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

本件生活行動指針は、いずれも通常の判断能力を有する一般人の理解において、その内容が明らかな事項であり、生活行動指針の法的性質に鑑みれば、当該事項の範囲が広すぎるとも認められない。

また、本件の非行や審査請求人の悔悟の情、改善更生の意欲、性格、生活態度、家庭環境等に照らせば、本件生活行動指針の内容は、保護観察における指導監督を適切に行うために必要があると認められることは明らかであり、社会通念上審査請求人の権利利益を過度に制約するようなものであるとも認められない。

以上のとおり、本件処分は、法56条1項の要件を満たしており、本件処分が違法又は不当であるとは認められないと認められため、審査請求人の主張には理由がない。

## 第3 当審査会の判断

審査会は、平成31年2月8日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年3月7日、同月15日、同月20日及び同月28日の計4回の調査審議を行った。

審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を平成31年2月27日とする旨通知したが、期限までにいざれも提出はなかった。

審査庁から、平成31年2月25日付けで補充の諮問説明書及び資料の提出を受けた。

## 1 審理員の審理手続について

### (1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年12月19日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、法務省保護局総務課更生保護企画官であるPを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

### (2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年12月20日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、平成31年1月8日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成31年1月7日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。審理員は、同月8日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同月21日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人からは、期限までに反論書の提出がなかったため、審理員は、平成31年1月23日付けで、審査請求人に対し、反論書を提出する場合の期限を再設定する旨通知したが、審査請求人からは、再設定された期限までに反論書の提出がなかった。

エ 審理員は、平成31年2月1日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月4日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成31年2月4日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件処分の適法性及び妥当性について

### (1) 保護観察における指導監督は、保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活、行動するよう、必要な指示その他の措置をとることによって行うものとされているところ（法57条1項2号）、一般遵守事項については法50条1項各号に列挙され、特別遵守事項については、その類型が法51条2項各号に掲げられ、特に保護観察処分少年については、当該保護処分をした家庭裁判所の意見

を聴いて、これを設定することとされており（法52条1項）、一般遵守事項及び特別遵守事項の不遵守は、刑の執行猶予の取消し、仮釈放取消し、少年院送致等の保護処分といった措置の理由となり得るものである（刑法26条の2第2号、29条1項4号、少年法26条の4第1項）。

他方、生活行動指針については、その設定は、保護観察所長が、「保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるとき」において、保護観察対象者の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及び保護観察対象者の改善更生に係る状態の変化を把握した結果及び特別遵守事項の内容を踏まえて改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとされている（法56条1項、省令54条1項、41条1項）ほかは、定めるべき事項・内容や類型に関する法令上の規定はない。これは、生活行動指針が、特別遵守事項として定めるまでの必要は認め難いものの、なお保護観察における指導監督を適切に行うため必要と考えられる広範な事項、内容等について設定されることを予定したものであることによるものと考えられる。以上のような法令の規定ぶり、生活行動指針の性質、想定される内容等からすれば、生活行動指針の設定は、保護観察所長における、保護観察処分少年を含む保護観察対象者の更生保護に関する上記の調査・把握された事情を踏まえた専門的な知見に基づく広範な裁量に委ねられているというべきであって、前提となる事実を欠くなど著しく合理性を欠くことにより裁量権の濫用やその範囲を逸脱した場合は違法となり、保護観察における指導監督としては不適切であると認められる場合は不当となると解することが相当である。

（2）資料によれば、本件処分に係る経緯等は以下のとおりであったと認められる。

ア A家庭裁判所B支部は、平成30年8月30日、審査請求人が、同年7月1日、自宅において、①実母に対しその腹部を右手で数回殴るという暴行を加え、さらに、②包丁を胸の高さまで振り上げ、同人の生命身体に危害を加えかねない気勢を示して、もって凶器を示して脅迫したとの非行事実を認定した上で、その性質・程度、審査請求人の言動や資質上の問題、保護者の監督の意思、保護環境等の事情を考慮して、審査請求人を保護観察に付する旨の決定をした。

イ 処分庁は、上記決定を受け、審査請求人、父母、祖母から聴取するなどして、非行に関する事項（上記非行事実の概要、動機・原因）、家族その他の関係人の状況・家庭環境・居住地の生活環境、交友関係、生活・心身の状況等、生活歴又は保護観察開始後の生活状況、就業又は就学状況、生活の計画、その他参考事項に関する調査を行った。

ウ 処分庁は、上記調査の結果を踏まえ、平成30年9月14日、実母から精神的に自立し、高卒認定試験に向けた勉強を開始すること、家族を始め、周囲の人間と良好な関係を築くことを課題又は目標とする保護観察の実施計画を作成するとともに、審査請求人に対し、①他人に対して、暴力を振るわないこと、②他人に対して、丁寧な言葉遣いをすること及び③両親の許可なく、自宅に入らないことという本件生活行動指針を設定する本件処分をした。なお、処分庁は、A家庭裁判所B支部から、審査請求人につき、特別遵守事項を設定する必要はないとする意見の通知を受けていたことから、これを定めなかった。

(3) 上記認定によれば、本件生活行動指針は、法56条1項の要件に則して、保護観察処分少年の更生保護に関する専門的知見を有する処分庁（保護観察官）が行った非行事実の内容や審査請求人の資質、生活・保護環境等に関する調査の結果を受け、省令41条1項に掲げられた要素を考慮して、審査請求人が非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及び審査請求人の改善更生に係る状態の変化を把握した結果等を踏まえて設定されたものと認められる。

審査請求人の主張の趣旨は判然とはしないが、本件生活行動指針の内容が具体性を欠く、広範である、審査請求人の権利が不当に侵害される危険性があるなどとするものと解しても、本件生活行動指針の意味するところはその文言自体からも明確であるし、上記（1）で述べた生活行動指針の位置付け、性質等や本件生活行動指針の設定の経過（処分庁（保護観察官）が行った調査において審査請求人からの聴取が行われ、その中で保護観察官から審査請求人の抱える問題点についての指導やアドバイス等がされたこともうかがわれる。）を踏まえれば、その範囲が広すぎるとか、審査請求人の権利利益を不当に制約するものであるなどともいえず、審査請求人の主張は、採用できない。

したがって、本件生活行動指針について、審査請求人に対する保護観察における指導監督を適切に行うために必要があるとした処分庁の裁量判断

において不合理な点はなく、本件処分が処分庁の裁量権の逸脱又は濫用によるものであるとか、不適切な裁量権の行使によるものであるなどとはいえない。これを違法又は不当であるなどとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分は違法又は不当であるとはいえない、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

委 員 戸 塚	誠
委 員 小 早 川	光 郎
委 員 山 田	博